

町長と議長との事務執行に関する協議書

町長と議長との間の事務の補助執行に関して、次のとおり協議する。

(町長の補助機関である職員への補助執行)

第1条 議長は、次に掲げる議長の権限に属する事務を町長の補助機関である職員に補助執行させることができる。

(1) 井川町情報公開条例(平成10年井川町条例第8号。)に関する事務

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。)に関する事務
(協議)

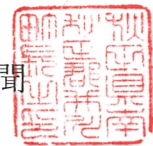
第2条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、町長及び議長が協議して定める。

附 則

この協議は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月25日

井川町長 齋 藤 多 聞



井川町議会議長 遠 藤 政 勝

